

目次

H II -CV-3rd-★上告状	2
-------------------	---

上告申立理由書兼上告受理申立理由書

令和3年7月26日

最高裁判所 御中

上告人（原告）

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
今井豊(昭和36年3月9日生) 電話・FAX 0278-72-5353

被上告人（被告）

名称 利根沼田農業協同組合 所在地 〒378-0053 群馬県沼田市東原新町 1940番地1
代表理事 林康夫 群馬県沼田市原町 88番地

慰謝料請求上告事件 訴訟物の価額 200万円 貼用印紙額 3万円

上記当事者間の、東京高等裁判所 令和3年(ネ)第1069号慰謝料請求控訴事件について、令和3年7月20日に言い渡された下記判決は、後述の理由により、全部不服なので、上告と上告受理を申し立てる。

第1 原判決の表示

主文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

第2 上告及び上告受理申立の趣旨

原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

第3 上告理由及び上告受理申立理由

1 虚偽表示無効

原判決は、「よって、原判決は結論において相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。」と判示している。

しかしながら原判決は、下記の通り、合理的根拠無く、当り前の控訴理由を、無視している。

- 2 要するに、実質的な理由が無く、当り前に、無効なので、取り消されるべきである。

●事実審の共謀による組織的隠蔽であること

一審二審とも、訴えの無視と不合理の両面から、その手続的無効性は、誰にもあまりにも自明過ぎる。要するに、当り前の蓋然性を無視することによって、事実を否定して隠蔽している。

よって、故意の狂気としか解釈できないが故に、組織的な司法拒絶であり、圧倒的多数(包囲網)による、私への迫害ないし呪いであり、開かずの判例とせんとする無法社会の陰謀の証明である。

私の全判例を皆で永久に封印して隠蔽し、それによって威力を示さんとする意図である。

どうせ誰も見向きもしないのだから、どんなにデタラメな判決でも構わないということ。

●本件の場合には、「規定に該当しないから却下する」では、片手落ちである

★本件は、事実審が実質的に未済(一審二審の組織的な司法拒絶)という、前提外の事態を訴え、その職権探知による事実審を求めている。

最高裁が上告理由を限定している趣旨は、法律審として特化する為の案件の絞り込みであるが、それは一審二審における事実審が概ね適正に行われることが前提のはずである。

★これを却下すれば、実質的な事実審が一度もなされないまま隠蔽されてしまう。

私限りの事情を無視することは、終審裁判所としての使命(憲法 81 条)に違背する。

憲法 81 条には、このような場合の事実審の役割も含まれている。

付言すれば、犯罪事実の認定も不法行為の認定も、突き詰めれば、全て事実認定の問題である。

上訴審ないし一裁判所としての事案解明責任(民訴法 247 条)の問題もある。

●規定された上告理由にも該当すること

私限りの非人扱いとは、必然的に、広義の判例違反ということであり、手続きによる人権侵害である。

これらの違反法令は以下に列挙した通りであるが、本来認定されるべき法令違反が事実の否定によって認定されなかった点は誤解釈の場合と結果は同じであるから、解釈の誤りと見做すべきである。 よって、

・民事訴訟法 312 条「憲法の解釈の誤り、その他憲法の違反」なので上告理由に当る。

本来は、裁判を受ける権利と平等権と自決権の各人格権の侵害である。

・民事訴訟法 318 条 1「他の法令の解釈に関する重要な事項」なので上告受理申立理由に当る。

本来は、信義則違反や公序良俗違反であり、甚だしい経験則違反は自由心証主義(民訴法 247 条)への違反である。

したがって、上告と上告受理を同時に申し立てる。

第 4 上告理由及び上告受理申立理由の説明

以下の通り、一審二審とも、矛盾に満ちた不正判決である。 ●や★マークは全て理由不備である。

訴えを無視しても、不合理でも、どちらも当たり前に、裁判として無効である。

また、一審に理由が無いことが控訴理由なのに、「全て一審通り」とは、無意味過ぎる。 無根の重複各裁判所のこのような不公正な狂気の判決こそ、彼らが包囲網であることを動かぬ証拠である。

●別件判決は無効であること

当たり前の差別対価を感じしない狂気

●狂気 1 問題の安値が控訴人分とは断定できない旨

①★★★社会通念上、断定すべき状況であること(当たり前のことを認めない典型) 屁理屈 偽計

共同出荷では、当たり前に、個人単位のロットではないから、当然に個人の箱数からの推測しか無い。

個人の出荷数と一致するロットで落札されることが多いが、複数ロットに分れる場合も散見される。

★しかし、わずか2つか3つのロットの合計が、私の出荷数と一致しているのである。

★しかも、他の個人でこの出荷数が一致する組合せは無いのである。(こちらは高確率の推測)

したがって、99%以上の確率で、安値が私の分であることが、極めて合理的に確信できる状況である。

このように、社会通念上当り前の蓋然性を、裁判所が認めないのであるから、狂気の偽計と言う他は無い。

つまり、差別対価を無理やり否定する為のコジツケであることが、極めて合理的に推測される。

②★被告農協の販売受託者責任の不履行となること 屁理屈の反動

出荷者が特定できないのなら、当地分だということすら証明できないことになる。

つまり、精算書の価格の正当性を、常に証明できていないことになる。 潜在的な不法行為性

③★控訴人の立証責任ではなく、被告農協の立証責任もしくは裁判所の事案解説責任であること

なぜ複数ロットに分れたのかは被告農協しか知らない。 準備された攪乱工作の疑いもある。

また、差別対価の証拠となる産地別の価格データも被告ら市場関係者しか入手できない。

いずれも控訴人には立証不可能な問題である。

このような場合に、立証責任の転換を図らず、ひたすら控訴人の立証責任とする不公平と狂気!

④★★★私の分ではなくても、必ず当地分への差別対価である 超片手落ち

2重の差別対価なので2通りの波及経路が有るので、そのいずれも、私への差別対価である。

⑤★★差別対価の存在自体は否定できない、つまり放置できないこと

既述の通り、二重構造の差別対価なので、少なくとも、当地への差別対価であることは間違いない。

事案解説責任と公務員の犯罪告発義務と被告の抗弁事実の各面から、そのままでは済まされない。

そのままでは、共同出荷の場合の差別対価は全て摘発不可能との敗北宣言に等しい。

●狂気2 判定基準の無い差別対価の判定とは? 経験則違反

(別件一審)「市場毎・生産者毎に環境や前提条件や需要の程度は異なるから不合理ではない」旨

つまり、青果物には差別対価など有り得ないと。 この物価感覚の麻痺は当然に公序良俗に反する。

★★★272円対50円という、5.4倍もの巨大な価格差に差別対価を感じない狂気!!!

1箱50円は、殺意が溢れる、箱代以下の実質マイナス価格である。 天文学的に超高度の蓋然性

●本件一審二審とも無効であること 被告農協の狂気の論理を無視

被告農協らの、当り前の差別対価を訴えたのに、それを理由に取引拒絶 極めて居直り強盗的

別件の前橋地裁H31ワ118判決を口実に差別対価を否定(二審9頁) 極めて居直り強盗的

●反論 差別対価が無い以上は正当理由である旨(二審9頁)

以下の通りの、矛盾に溢れた狂気の論理は、内容が極めて反社会的(犯罪的)であり、正当理由の有無に関らず、被告農協の違法性を阻却し得ない。

●狂気3 「法的責任を超えた不当な要求行為」には当り得ない

★★★裁判は法的責任を超えること(論理矛盾) 不可能

★★社会通念上、行為の外形規定であって、訴えの内容を指さないこと(経験則・論理則違反)

★指すならば、意味上必然的に、裁判を受ける権利を否定する規定となること(論理則違反)

★確定前の別件は理由にできること(論理矛盾) 時期尚早

●適用法令 違反箇所は控訴状の通り

- ・民事訴訟法 2 条「裁判所の公正」、「信義に従い誠実に民事訴訟を追行」
- ・民事訴訟規則 79 条 3 「事実を否認する場合には、その理由を記載しなければならない」
- ・民事訴訟規則 80 条「抗弁事実を具体的に記載し」
- ・民事訴訟法 247 条「裁判所は、判決をするに当たり、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果をしん酌して、自由な心証により、事実についての主張を真実と認めるべきか否かを判断する。」
- ・★民事訴訟法 312 条「上告は、判決に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするときに、することができる。」
- ・★民事訴訟法 312 条 2 項六号「判決に理由を付せず、又は理由に食違いがあること。」
- ・民事訴訟法 318 条 1 「最高裁判所の判例と相反する判断がある事件」
- ・★民事訴訟法 318 条 1 「その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件」
- ・★民事訴訟法 338 条の四「判決に関与した裁判官が事件について職務に関する罪を犯したこと。」
- ・民事訴訟法 338 条の十「不服の申立てに係る判決が前に確定した判決と抵触すること。」
- ・裁判所法 49 条「職務を怠り」、「理由の無い審理」、「重大な法令の適用ないし遵守の上の過誤」
- ・憲法 13 条「自決権」
- ・★憲法 13 条又は 31 条「適正な手続を受ける権利」
- ・★憲法 32 条「裁判を受ける権利」
- ・★憲法 76 条〇3「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」
- ・★憲法 99 条「憲法遵守義務」
- ・★民法 1 条 2 「信義則」
- ・★民法 90 条「公序良俗違反」
- ・国家公務員法 82 条「非行」
- ・国家公務員法 99 条「信用失墜行為」
- ・★刑訴法 239 条 2 「公務員の犯罪告発義務」
- ・刑法 103 条「犯人隠避罪」、刑法 193 条「公務員職権濫用罪」、刑法 222 条「脅迫罪」